

経皮鎮痛消炎剤

**フェルナビオン<sup>®</sup>テープ<sup>®</sup>35**  
**フェルナビオン<sup>®</sup>テープ<sup>®</sup>70**

## 経過措置品目への移行のお知らせ

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、経皮鎮痛消炎剤**フェルナビオン<sup>®</sup>テープ<sup>®</sup>35**、**フェルナビオン<sup>®</sup>テープ<sup>®</sup>70**が経過措置品目（2017年3月17日厚生労働省告示第74号）となりましたので、お知らせ申し上げます。

**フェルナビオン<sup>®</sup>テープ<sup>®</sup>35**、**フェルナビオン<sup>®</sup>テープ<sup>®</sup>70**は経過措置期間の 2018年3月31日まで保険適用できます。

今後とも、弊社製品に一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### I. 該当販売名

経皮鎮痛消炎剤

**フェルナビオン<sup>®</sup>テープ<sup>®</sup>35**      70枚（7枚/袋×10袋）  
350枚（7枚/袋×50袋）

経皮鎮痛消炎剤

**フェルナビオン<sup>®</sup>テープ<sup>®</sup>70**      70枚（7枚/袋×10袋）  
350枚（7枚/袋×50袋）

#### II. 経過措置期間満了日

2018年3月31日

以上

2017年3月作成



販売元  
大鵬薬品工業株式会社  
東京都千代田区神田錦町1-27



製造販売元  
岡山大鵬薬品株式会社  
岡山県備前市久々井字沖1775-1